

財政部、PPP の急拡大にブレーキ ～PPP 方式は規模の拡大から質の向上へ

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス2

財政部、PPP の急拡大にブレーキ～PPP 方式は規模の拡大から質の向上へ2

- ▶ 2017年11月、財政部は「政府と社会資本協力(Public-Private Partnership、PPP)総合情報データベース管理の規範化に関する通知」(財金[2017]92号)を発表した。「通知」では、「名股実債」、政府による社会資本エクイティの買戻しなど、PPP方式が新たな融資プラットフォームへの変質を防止し、潜在的債務リスクを未然に回避する方針を示した上、各地方財政当局が諸規定に従い、管轄地域内のPPPプロジェクトを再審査し、2018年3月末までに完了するよう求めた。
- ▶ 2018年4月27日、財政部は「PPPモデルプロジェクト管理の強化に関する通知」を発表し、問題のある173件のモデルプロジェクトを通告した。また同通知は、今後、プロジェクトの事前調査、および社会資本の選定・審査を規定通りに行い、不正行為を厳格に取り締まり、プロジェクトの契約履行に対する監督・管理を強化するなどPPP方式の更なる規範化に取り組む方針も示している。
- ▶ PPP方式の先行きについて、今までの当局が発表した通知・指導意見、および責任者の発言などから、PPP方式を否定、または一時停止するような記述、表現はなく、今回の見直しについても、PPPプロジェクト参加者、調達、資本金管理に焦点が置かれており、これは短期的な問題点と向合い、PPP方式の規範化でより効率・高質的な発展を図るものとの見方が多い。

人事労務コンサルティング情報/中智上海.....4

商業秘密に関する Q&A7

- ▶ 産業の高度化・情報化が進展する昨今、商業秘密の保護は企業にとってますます重要な課題となっています。商業秘密が漏えいするルートは様々ですが、人材の転職に伴う商業秘密の漏えいが、主要なルートのひとつになっており、中には会社の商業秘密を持ち出して、転職の手段とするケースも見られます。そこで今回は、商業秘密に関する問題を取り上げたいと思います。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年5月).....9

メントピックス

財政部、PPP の急拡大にブレーキ～PPP 方式は規模の拡大から質の向上へ

2017年11月、財政部は「政府と社会資本協力(Public-Private Partnership、PPP)総合情報データベース管理の規範化に関する通知」(財金[2017]92号)¹を発表した。「通知」では、「名股実債」²、政府による社会資本エクイティの買戻しなど、PPP方式が新たな融資プラットフォームへの変質を防止し、潜在的債務リスクを未然に回避する方針を示した上、各地方財政当局が諸規定に従い、管轄地域内のPPPプロジェクトを再審査し、2018年3月末までに完了するよう求めた。

I. 問題プロジェクトは降格か、データベースから除外

2018年4月27日、財政部は「PPPモデルプロジェクト管理の強化に関する通知」を発表し、問題のある173件のモデルプロジェクトを通告した。

図表1 問題プロジェクトの内訳

	プロジェクト数	投資総額
データベースから除外されたもの	30件	300億2,000万元
モデルプロジェクトから降格されたもの	54件	1,584億7,000万元
問題改正が要求されたもの	89件	4,817億9,000万元

出所:「PPPモデルプロジェクト管理の強化に関する通知」より当行中国調査室作成

包頭市立体交通総合ターミナルなど計30件のプロジェクトは、PPP総合情報データベースから除外された。これらのプロジェクトの投資総額は300億2,000万元で、地域別で甘粛、福建、海南はそれぞれ69億元、58億元、45億6,000万元と上位3位である。除外された理由として、データベースに取り入れられてから1年間進展がないこと、プロジェクトの資金調達が計画通りに進んでいないこと、実施方案が調整されたことなどが挙げられている。

財金[2017]92号では、1年間進展がないもの、プロジェクト所在地域のPPP関連財政支出が財政予算の10%を上回るもの、プロジェクト起案者・実施者がPPP方式を採らないと正式に通告したものはPPPデータベースから除外すると明示している。また「PPP総合情報データベース管理弁法」(財金[2017]1号)によれば、除外されたプロジェクトは1年間、PPPデータベースへの収録申請を禁止すると規定されている。

また北京市豊台区河西第三給水場など計54件のプロジェクトはモデルプロジェクトから降格されたが、データベースに留保し引き続きPPP方式の採用が認められている。これらのプロジェクトの投資総額は1,584億7,000万元で、地域別で遼寧、内モンゴル、甘粛のいずれも200億元を上回っており、産業別で交通運送類プロジェクトは全体の65%と最も多い。降格された理由として、実質的な進展がないことは全体の9割以上となっているほか、プロジェクト名・内容の変更、外部環境の急変、財政支出圧力の拡大といった要因も挙げられている。

その他、社会資本の選別、プロジェクトの契約主体、および財政圧力テストなど事前手続きに問題があるプロ

¹ 「政府と社会資本協力総合情報データベース管理の規範化に関する通知」(財金[2017]92号)について、MUFG: Bank (China) 経済週報【第378号】PPP監督・管理が規範化、厳格化へ～新たな融資プラットフォームへの変質を防止 (https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20171220_001.pdf) をご参考ください。

² 名股実債とは、名目上で社会資本がエクイティ投資でPPPプロジェクトに参入するが、実際には、政府、または政府が指定した機関が決まった時間に決まった金額で社会資本が保有するエクイティを買い戻すことを約束していることを指す。すなわち、名股実債は名目上では社会資本によるエクイティ投資であるが、実際では単なる政府債務に過ぎない。

プロジェクトは計89件通告され、各地財政当局の指導の下で6月末までに改正し、期間内に改正されない場合、モデルプロジェクトから降格するか、PPPデータベースから除外するとされている。これらのプロジェクトの投資総額は4,817億9,000万円で、地域別で雲南は1,944億1,000万円と全体の4割を占めており、北京、河北はそれぞれ940億元、440億5,000万円と次いでいる。

財金[2017]92号では、PPPプロジェクト運営における不正行為として、規定通りに業務転換していない融資プラットフォームが社会資本として参加したもの、建設-移行(BT)方式を採ったもの、社会資本の選定に差別的基準を設け社会資本の平等な参加を妨げるもの、約束した期間内に資本金を納付しないもの、債務性資金で資本金を充当するものなどが挙げられている。同時に財金[2017]92号では、一部のものを除けば³、すべてのPPPプロジェクトはコストパフォーマンステスト、財政圧力テストの2つのテストを受け、クリアすることが必要とされている。

なお、データベースから除外されたプロジェクトについて、各地方財政当局の指導に基づき、識別・準備段階⁴にあるプロジェクトについて、引続きPPP方式を採るものは実施計画などを調整し、再びデータベースへの収録申請手続きを行い、PPP方式の適用が困難と判断されたものは他の方式で適切に引継ぐとされており、すでに社会資本選別・着工段階に入ったプロジェクトは審査により発見された問題を改正し、改正不可能で中止となるプロジェクトは法律・契約に従い、各参加側の合法的利益を確保するよう求められた。

II. 今後の取組

また同通知は、今後、プロジェクトの事前調査、および社会資本の選定・審査を規定通りに行き、不正行為を厳格に取り締まり、プロジェクトの契約履行に対する監督・管理を強化するなどPPP方式の更なる規範化に取り組む方針も示している。詳細は次の通り。

- ▶ プロジェクトの起案、土地管理といった事前審査を規定通りに行き、コストパフォーマンステスト、財政圧力テストを実施し、10%の上限を上回って新しいプロジェクトを推進してはならず、専門家意見の欠如・偽造、データ採取ルールの不一致といった不正行為を厳禁する。

「PPP方式の実施に関する手引き」財金[2014]113号では、PPPプロジェクトは第三者の立ち合いの下でコストパフォーマンステストと財政圧力テストを受け、クリアすることが義務付けられ、クリアできないプロジェクトはPPP方式の採用が認めないと示されている。また2015年に発表された「PPP財政圧力テスト手引き」では、毎年度の財政予算によるPPPプロジェクトへの支出は一般公共予算支出を10%上回ってはならないと規定されている。

- ▶ プロジェクト実施方案、および設備・サービス調達計画に対する審査を強化し、特に単一業者から調達するプロジェクトは「政府調達法」、およびその他の関連条例に符合しなければならない。非合理的な参入基準、差別のある条件を設けてはならず、社会資本側はPPPプロジェクトの持株を許可なく第三者に譲渡することを禁止する。

「政府調達法」によれば、単一業者からの調達が認められるのは次の3つであり、すなわち、①単一の業者からしか調達できない場合、②予期せぬ緊急事態でその他の業者から調達できなくなった場合、③既存プロジェクトの建築基準・サービスの一致性を維持するため、元供給業者からの追加調達が必要な場合である。

また財政部によれば、PPPプロジェクトにおける社会資本の持ち株は許可なく第三者に譲渡するか、買戻し協定付きで売却する、いわゆる「代持」してもらうことは禁止されている。一部のプロジェクトでは、社会資本が選定された後、関連企業、子会社など第三者が代わりに出資してもらっていることや、プロジェクト特別目的事業体(Special Purpose Vehicle, SPV)の参加者が出資せず、設計・建設のみ行うといったことは見られていることから、プロジェクトにおける社会資本の責任を明確にした上、確りと果たしてもらうことは当局の狙いであ

³ 財政圧力テストを受けていないが、2015年4月7日前に社会資本選別段階に入ったプロジェクトと、コストパフォーマンステストを受けていないが、2015年12月18日前に社会資本選別段階に入ったプロジェクトは除外される。

⁴ PPPプロジェクトの進行段階の区分について、MUFG:Bank (China)経済週報【第294号】PPP方式、十三・五期間にチャンスを迎える～関連法律の整備が急務か(https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20160322_001.pdf)をご参照ください。

と思われる。

- ▶ 契約主体を厳格に審査し、政府・企業の分離を原則とし、PPP プロジェクトの契約主体に対する審査を強化し、国有企業、地方政府融資プラットフォームは政府の代わりに PPP プロジェクト契約に調印してはならず、地方融資プラットフォームは社会資本として PPP プロジェクトに参加してはならない。

「第三陣 PPP モデルプロジェクトの申請に関する通知」(財金[2016]47 号)では、国有企業、地方融資プラットフォームが政府側(の代表)として PPP 契約を結んだプロジェクトは候補から除外すると示しているが、また「公共サービス分野で PPP 方式の推進に関する指導意見」(国弁発[2015]42 号)に従えば、地方政府融資プラットフォームは市場メカニズムに基づく企業ガバナンス制度の構築を推進し、すでに地方政府と切離し、法人化した融資プラットフォームは今後政府の資金調達に参加しないと公告した上、社会資本として PPP 方式に参加することが可能とされている。

「地方政府融資プラットフォームの銀行借入に対する監督管理の通知」(銀監弁発[2011]191 号)、「地方融資プラットフォームのリスク管理の強化に関する指導意見」(銀監弁発[2013]10 号)に従えば、融資プラットフォームの法人化には、①資産債務率は 70%以下、②キャッシュフローはすべての借入をカバーできる、③既存借入の内、地方財政で返済する予定の部分はすでに財政予算管理に取入れられているといった条件が課されている。

財金[2017]92 号では、規定通りに機能転換していない融資プラットフォームは社会資本として PPP に参加してはならないと示されているが、今回の審査でそれを原因とする降格、除外はなかった。これは一部の融資プラットフォームが関連規定に従い法人化を進めているほか、融資プラットフォームに類似する企業が多く、判定基準が明白でない中、明言を避けていることも一因と思われる。

- ▶ 契約内容に対する審査を強化し、リスク分担をしっかりと行い、契約の中で政府、および政府が指定した第三者が社会資本の持ち株を買い戻すと約束してはならず、社会資本の投資・運営責任を弱体化してはならず、社会資本に収益の保証を約束してはならず、プロジェクトの運営を第三者に委託してはならないとしている。

これらの不正行為は財金[2017]92 号で明確に示されており、再強調する形であった。

- ▶ 社会資本の資金調達責任を明確にし、SPV の設立・資金調達状況をモニタリングし、債務性資金を資本金に充当してはならず、政府は社会資本、または SPV に資金調達の担保を提供してはならない。中長期財政計画と年度財政予算支出計画を徹底し、プロジェクトの業績評価を強化し、インセンティブ制度を効果的に実施するとともに、公共サービスの安定、安全、および効率的な供給を確保する。

財金[2017]92 号によれば、収益業績連動制度がなく、政府の支出責任を固定化してしまうものはデータベースに取入れてはならないと規定されている。例えば、①プロジェクト収益が政府支払か、政府補助によるものであるが、支払、補助額は業績・産出と連動しないもの、および②プロジェクトの継続期間内に連続・平滑化した支払ができず、一時期の財政圧力の増大につながりかねないもの、③プロジェクトの建設コストは業績評価に取入れておらず、または業績評価に占めるウェイトが 30%に満たさないものなどが挙げられている。

Ⅲ. PPP 方式、規模の拡大から質の向上へ

- ▶ 依然として期待が大きい

PPP 方式は 2015 年より大きく前進し、まだそれほど時間が経っていないが、経済の構造転換、国民生活水準の向上に一定の役割を果たしているとも評価されている。しかし前述した PPP プロジェクトの見直しを含め、2017 年以降、PPP に対する監督・管理は強化傾向にあり、PPP に関する方針が引締めへ転換するのではとの懸念も高まっている。

それについては、今までの当局が発表した通知・指導意見、および責任者の発言などから、PPP 方式を否定、または一時停止するような記述、表現はなく、今回の見直しについても、PPP プロジェクト参加者、調達、資本金管理に焦点が置かれており、これは短期的な問題点と向き合い、PPP 方式の規範化でより効率・高質的な

発展を図るものとの見方が多い。

事実上、今年に入り、PPPの規範化、公共サービスへの促進といった当局の動きは多く、中ではPPPの立法といった国家レベルの取組みも見られている。3月14日、国務院弁公庁は「国務院2018年立法工作計画に関する通知」を公表し、中では、国務院法制弁公室、発展改革委員会、財政部はインフラ施設と公共サービス分野におけるPPP条例を共同で作成し、全人代に提出すると計画している。PPP方式は近年大きく前進しているとはいえ、関連規定が部門ごとにばらついており、中央政府は立法のレベルから統一管理することで、PPP方式のより高質的發展に合致すると思われる。

ほかにも、4月14日、新華社は「海南における改革の全面的深化に関する指導意見」を掲載し、中では、新しい投融资方式を創出し、関連規定に則ってPPP方式を活用し、社会資本によるインフラ施設と国民生活関連事業への参加を誘導すると示している。

4月19日、文化旅行部、財政部は共同で「旅行分野におけるPPP方式の推進に関する指導意見」を公表した。これは、2017年8月に財政部、民政部、人力資源社会保障部が共同で「PPP方式による養老サービスへのサポートに関する指導意見」を公表してから、8ヶ月ぶりの産業別のPPP指導意見である。

4月23日、国務院の肖捷秘書長は人民日報で「行政手続きの簡素化、権力の移譲の深化」を題目とする文書を寄稿し、中では、政府による市場資源の配分を極力回避し、諸分野における市場化改革を深化し、市場メカニズムが健全に機能するように取組むとともに、新しい公共サービスの発展メカニズムを創出し、新たなPPP方式を模索し、社会資本による公共サービスへの参加を誘導すると述べている。

▶ 金融機関がより大きな役割を果たすことが期待

2018年3月末時点で、全国PPPデータベースに697件のモデルプロジェクトを含む7,420件のプロジェクトが収録されており、投資総額は11兆5,000億元に上り、全国31省・自治区の19類分野をカバーしている。データベースに収録されれば、コンプラ上に問題なく、安定した収益が保障されると一般的に理解されており、これは金融機関から資金調達する際に大きなプラス要因となり、関係者によれば、一部の商業銀行では、PPPプロジェクトに対する与信審査する際、全国PPPデータベースに納入されていることが必要条件となっているという。さらにモデルプロジェクトとなれば、重要度によって財政部の300万、500万、800万の奨励金を獲得することもできる。

PPPの特徴により、金融機関は通常の企業与信よりも高いリスクを抱えており、適切に対処しなければ、その影響は担保側を通じより広範囲に蔓延する可能性はある。現段階では、PPPプロジェクトの中、リミテッド・リコース方式(Limited Recourse)⁵を採ったものは全体の10%程度にとどまっており、金融機関はPPPプロジェクトに対するリスクコントロールはまだ十分とはいえず、そのため、金融機関はPPPプロジェクトへ与信する際、プロジェクトの収益、資金繰りより、誰が返済するかをより注目している。

今後、金融機関はPPPプロジェクトを与信審査する際、データベースに収録されたことばかり注目するのではなく、プロジェクトの参加者の1人として、リスクの早期的発見、対応能力の向上に取り組むことはPPP方式の健全的發展において不可欠と思われる。

ただプロジェクトはデータベースから除外された場合、財政部の奨励金を返還しなければならないほか、銀行との資金調達契約が継続できるかといった問題も生じかねない。法律の観点から、モデルプロジェクトから降格されたものはPPP方式であることに変わらず、それに基づいて結んだ諸契約の効力は特に変化はないと見られるが、データベースから除外されたものについては、PPPとして成り立つ基礎が不確実なものとなり、契約の変更・解除といった問題にかかわる可能性があり、具体的に案件ごとに見る必要があると見られている。

⁵ リミテッド・リコースとは、金融機関の償還請求権が限定された融資を指す。通常では、金融機関が融資して、借り手が返済できない場合には、親会社などの保証人に返済を求めることができるが、リミテッド・リコースではそれができない。リミテッド・リコースはプロジェクトファイナンスなどで適用され、融資対象事業から生み出されるキャッシュフローからの返済に依存し、プロジェクトを実施する企業の親会社や保証人には返済の遡及ができない。従い、融資する金融機関は対象のプロジェクト内容の価値を綿密に審査し、リスクを正確に把握する必要がある。

➤ PPP データベースに動的な管理か

実際、各地域において、低収益などの要因で停滞している PPP プロジェクトは少なからずあり、市場メカニズムに従い、これらのプロジェクトをデータベースから除外することは、プロジェクトがより適切な方式(例えば、100%財政負担)で着実に推進することができるほか、より良質な PPP プロジェクトがデータベースに収録する余地ももたらしめている。同時に一部債務が大きい地域では、より慎重的な方針を取り、効率が悪く、財政支出の高い PPP プロジェクトを除外することは地方の実情にも適合すると思われる。

今後、PPP データベースに対し、より動的な管理方式を採る可能性は高いと思われる。すなわち、データベースに収録する基準は市場参入基準のような行政許可ではなく、PPP プロジェクトの存続期間を通して各関連規定に従わなければならない、規定違反・不正が発見された場合、タイミングを問わず、社会資本・地方政府に対し改正を求めるか、プロジェクトをデータベースから除外するといった措置を採るが、除外された後、実施計画の改正などまた関連規定を満たすようになれば、再びデータベースに収録することとなる。このように、データベースに収録されたとはいえ、プロジェクトの監督・管理に気は抜けず、たとえモデルプロジェクトになったとしても、問題が発覚されれば、降格、またはデータベースからの除外は免れない。これが実現できれば、社会資本が安心して PPP に参入することにおいて、一歩大きな前進と言える。

なお、時間の経過に伴い、ますます多くの PPP プロジェクトは実行段階に移ろうとしている。そのため、実行段階におけるプロジェクト管理が今後重要となり、中央政府、地方政府、プロジェクト SPV がいかに効率的に協働するかはポイントである。

同時に関連当局は PPP の制度面の構築に取組み、PPP の法律的基础を構築するとともに、PPP 契約の標準化、業績管理、リスク管理制度の改善を推進し、PPP のさらなる発展に良い外部環境を創出し、PPP 方式の役割をより大きく引立てていくことは期待されている。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 余兴

人事労務コンサルティング情報/中智上海

商業秘密に関する Q&A

産業の高度化・情報化が進展する昨今、商業秘密の保護は企業にとってますます重要な課題となっています。商業秘密が漏れやすいルートは様々ですが、人材の転職に伴う商業秘密の漏れが、主要なルートのひとつになっており、中には会社の商業秘密を持ち出して、転職の手段とするケースも見られます。そこで今回は、商業秘密に関する問題を取り上げたいと思います。

I. どのような情報が商業秘密に該当しますか？

《中華人民共和国反不正競争法》には、「商業秘密とは公衆に知られておらず権利者に利益をもたらすことができ、商業的価値と実用性を備え、権利者が秘密保持処置を講じた技術情報と経営情報をいう」と規定しています。つまり、以下の3つの要素を具備している必要があります。

- ① **秘密性**: 当該情報が社会に公開されておらず、公開のルートで直接に獲得する事が出来ない。
- ② **価値性**: 当該情報が現実的または潜在的な価値を有し、権利者に競争優位性をもたらす。
- ③ **合理的秘密保持措置**: 権利者が、秘密保持義務を負う者に、当該情報を秘密保持の必要な情報と認識させるに足りる秘密保持措置を講じている。

II. 「顧客名簿」は商業秘密にあたりますか？

「顧客名簿」は、商業秘密に関する紛争で比較的多い事由の一つです。法律上、全ての顧客名簿が商業秘密と認められる訳ではありません。ある情報が商業秘密に該当するかどうかを判断する主な条件は、当該情報が通常の下で公衆に知られているかどうかによります。

例えば、一般常識又は業界の慣行等は商業秘密とはいえません。つまり、商業秘密の情報といえるには、容易に取得しえないものでなければならず、例えば公衆が製品の観察やその他のルートで容易に関連情報を取得できる場合、当該情報は商業秘密とはいえません。

したがって、商業秘密となる「顧客名簿」には通常、顧客の名称、住所、連絡先及び取引慣行、意向、取引内容等を含みますが、もし顧客名簿にある顧客の名称、連絡先、会社情報等が、インターネットやその他の公開されたルートで取得できる場合は、企業の商業秘密にはあたりません。

III. 秘密保持契約とはどのような契約ですか？

秘密保持契約には、下記の様な特徴があります。

- ① **義務の根拠**: 秘密保持義務は法定の義務であり、法律規定や労働契約に付随する義務です。使用者と労働者の間に秘密保持契約を結んでいるかどうかを問わず、労働者は企業の秘密を保持する義務があります。
- ② **義務の内容**: 秘密保持義務は秘密保持者が、商業秘密を漏らさない事を要求するものであり「言えない」ことに重点が置かれています。
- ③ **義務の期限**: 商業秘密が存在する限り労働者の秘密保持義務も存在します。
- ④ **違約責任**: 企業側は秘密保持契約において違約金を定めることはできず、労働者の秘密保持義務違反により企業側が損失を被った場合、企業側は実際の損害に基づき損害賠償責任を追及する事ができるのみです。

ところが実際に秘密漏えいの責任を追及する際に最も問題になるのは、従業員が秘密を漏えいした事実や、秘密漏えいが企業に与えた損害額の証明が難しい事です。そこで企業は、《秘密保持契約》の中に従業員が秘密漏えいにあたる行為、秘密漏えいによる損失額の計算基準と計算方法を明確に約定することをお勧めします。

また秘密保持契約の内容には、秘密保持の内容と範囲、使用者と労働者双方の権利義務、秘密保持期間や違約責任などが含まれます。

◆ 中国主要都市の政策速達

人社部: 中日が社会保障協定に署名、両国企業の従業員社会保険料負担が軽減

10日、人力資源社会保障部によると、近日中に締結する中日社会保障協定に基づき、日本は、日本に投資する中国企業の派遣する従業員、船員、客室乗務員、外交領事機構の人員、及び公務員に対し日本の厚生年金と国民年金を納付する義務を免除し、中国も、日本側の上記対象者に対する基本養老保険の納付義務を免除する。人社部の関係責任者によると、《協定》の署名は両国が相手国の就労者の社会保障権益を有効に擁護し、両国企業と従業員の社会保険納付負担を軽減し、両国の経済貿易と人員往来の利便性を進めるものである、と紹介した。

消息筋によれば、中日政府間の社会保障協定協議は2011年に正式に開始され、両国は2018年1月に共同で実質協議の終了を対外的に宣言した。これまで、中国は既にドイツ、韓国、デンマーク、フィンランド、カナダ、スイス、オランダ、フランス、スペイン、ルクセンブルクと社会保障協定を締結している。

出所:新華社(訳:中智上海)

2018年度上海市住宅積立金納付基数、割合及び納付月額の上下限調整に関する通知

(沪公积金管委会[2018]3号)

2018年4月13日、上海市住宅積立金管理委員会は《2018年度上海市住宅積立金納付基数、割合及び納付月額の上下限調整に関する通知》(以下、通知)を公布した。《通知》では、2018年度の従業員本人及び会社が納付する住宅積立金の割合を各5%から7%と規定する。さらに従業員本人及び会社が納付する補充住宅積立金の割合を1%から5%とし、具体的な割合は会社が実際の事情に基づいて確定する。

社会保険料率の段階的軽減の継続に関する通知(人社部发[2018]25号)

2018年4月20日、人力資源社会保障部及び財政部は、《社会保険料率の段階的軽減の継続に関する通知》(以下、通知)を公布した。《通知》では、2018年5月1日から、企業従業員養老保険の会社負担割合が19%を超える省(区、市)、及び《人力資源社会保障部財政部社会保険料率の段階的軽減に関する通知》(人社部发[2016]36号)に基づき会社負担割合を19%に軽減している省(区、市)で、基金の累計残高が支給可能月数(2017年末時点)の9カ月分以上ある場合、19%の会社負担割合を2019年4月30日まで段階執行することができる。具体的な規則は各省(区、市)が検討して決定する。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司の見解を示すものではありません)

中智上海経済技術合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。国内外に126社の支社機構を有し、76の国または地域で経済技術及び人材提携を展開しています。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員への人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年5月)

- MUFG BK 中国月報 第147号 (2018年5月)
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jgen33fq5nHe45d771clid0jgen4qx2ol>
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/5/9
<http://www.bk.mufig.jp/report/inschiweek/418050901.pdf>
国際業務部
- 経済マンスリー (2018年4月)
<http://www.bk.mufig.jp/report/ecomon2018/index.htm>
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214